

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 6 月

胎 内 市

1 現状

(1) 職種別の人数・平均給与、平均年齢等のデータ及び民間従業員のデータ(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
胎内市	41.9 歳	98 人	264,421 円	285,985 円	276,055 円	—	—	—	—
うち用務員	45.0 歳	20 人	282,115 円	289,374 円	287,560 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.27
うち自動車運転員	48.4 歳	12 人	290,408 円	310,667 円	298,342 円	自家用自動車運転者	52.2 歳	240,100 円	1.29
うち学校給食調理員	43.9 歳	10 人	276,110 円	281,280 円	281,280 円	調理士	39.9 歳	247,600 円	1.14
その他技能労務職員	38.9 歳	56 人	250,446 円	280,326 円	266,238 円	—	—	—	—
新潟県	47.3 歳	747 人	349,067 円	392,755 円	378,021 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	47.3 歳	40 人	294,501 円	317,172 円	306,044 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
胎内市	—	—	—
うち用務員	4,705,467 円	3,284,300 円	1.43
うち自動車運転員	4,940,988 円	3,403,100 円	1.45
うち学校給食調理員	4,587,294 円	3,350,800 円	1.37
その他技能労務職員	4,421,981 円	—	—

(注)

- 「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成 16 年～平成 18 年の 3 年平均)
- 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 民間の類似職種のうち「用務員」は全国平均値、「調理士」及び「自家用自動車運転者」は新潟県の平均値です。
- 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職種ごとの年齢別職員数

区 分	20歳 未満	20～ 23歳	24～ 27歳	28～ 31歳	32～ 35歳	36～ 39歳	40～ 43歳	44～ 47歳	48～ 51歳	52～ 55歳	56～ 59歳	60歳 以上	計
胎内市		2	9	11	10	10	10	12	13	12	9		98
うち用務員			2		2	1	2	4	3	5	1		20
うち自動車運転員						1	3	2	1	4	1		12
うち学校給食調理員			1	1	1	1	1		2		3		10
その他(技能労務職員)		2	6	10	7	7	4	6	7	3	4		56

(3) 給与に関する事項

ア 給料表

国家公務員の行政職俸給表(二)に準じた給料表を適用し、国の5級制を採用しています。

イ 諸手当等

扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末、勤勉手当、寒冷地手当、退職手当を一般行政職に準じて支給しています。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

厳しさを増す財政状況を踏まえ、財政の健全化に努めるとともに、行政サービスの低下を招かないよう、地域の実情を勘案しながら、業務運営手法・体制の見直しを検討し、民間委託や指定管理者制度をはじめとする包括的な民間活力の導入を推進し、あわせて定員管理及び給与の適正化を推進します。

3 具体的な取組内容

- ・ 国の給与構造改革に準じ、給料水準を、平均1.2%引き下げました。(平成18年)
- ・ 57歳昇給抑制を行っています。(平成19年度～) 本市ではこれまでに、長期勤続者の退職時特別昇給制度の廃止を実施し、人件費の抑制を図ってきましたが、今後も、人事院勧告や国、県、地方公共団体の動向に配慮し、給与の適正化を推進します。
- ・ 諸手当については、合併時に総合的に点検し見直しを行ったところですが、今後とも支給対象及び支給基準を精査して行きます。
- ・ 退職者不補充(平成19年度～)

4 その他

- ・ 平成17年度に西給食センターの調理業務を民間委託しており、今後とも公の施設の管理方法については、業務運営手法・体制の見直しを検討し、民間委託の推進と、定員の適正化を図って行きます。